

## 伊賀市庁舎デジタル複合機の賃貸借に関するプロポーザル実施要領

### 1 目的

新庁舎内に配置する複写機・プリンター・ファックス機の一体化と集約化を図り、執務スペースの確保と印刷物及び電子データの適正な管理を図ると共に、事務の効率化を進めていくことを目的とした、次期複合機導入の創造性・技術力・問題解決力に優れた企画提案を募集する。

### 2 概要

- (1) 物件名 伊賀市庁舎デジタル複合機の賃貸借
- (2) 内容 現庁舎対象機器一覧を参考にして、新庁舎の複合機等の最適な配置計画を策定したうえ機器導入を行う。配置する機器仕様は、別紙「仕様書」のとおりとする。機器使用職員数は概ね530人程度とする。(職員使用端末数も同数)
- (3) 賃貸借期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日(60ヶ月)  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約
- (4) 事業費 67,800,000円以内(消費税・地方消費税相当分を含む)
- (5) 事務局 伊賀市財務部管財課  
〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116番地  
電話:0595-22-9610  
FAX:0595-24-2440  
メールアドレス:kanzai@city.iga.lg.jp
- (6) 閲覧図書 伊賀市庁舎対象機器使用状況一覧表、現庁舎平面図、新庁舎平面図  
本庁職員配置表、新庁舎工事スケジュール

### 3 参加募集

伊賀市ホームページ(<http://www.city.iga.lg.jp>)において公表する。

### 4 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 5 参加資格及び参加条件

#### (1) 参加資格

公告日現在、伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「事務用機器・OA機器及び関連製品」に登録されている者で、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般(指名)競争入札参加資格

の再審査に係る認定を受けている者

公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）

法令、規則等に違反していない者

伊賀市内に本店または支店、営業所、出張所等を有する者

## (2) 参加条件

単体企業であること。

ただし、企画提案にあたってはOA機器メーカーの協力を受けることを認める。この場合は、様式第10号により協力事業所の内容等を報告すること。

## 6 参加資格確認申請書等

### (1) 提出書類

プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

### (2) 提出書類の受付

受付期間 平成30年6月27日（水）から平成30年7月5日（木）まで  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

受付場所 〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市財務部管財課

提出方法 持参とし、申請書等を提出する際に納税証明書等を提示すること。郵送、電子メール、FAX送信による提出は認めない。

なお、提出書類の受領確認のため、受付番号を付した提出書類受領書（様式第12号）を交付する。

### (3) 仕様書等に対する質問

提出期間 平成30年6月27日（水）から平成30年7月5日（木）まで

受付場所 〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市財務部管財課

提出方法 プロポーザルに関する質問書（様式第8号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより提出すること。（メールアドレス：kanzai@city.iga.lg.jp）

### (4) 質問に対する回答

供覧期間 平成30年7月9日（月）から平成30年7月26日（木）まで

供覧場所 伊賀市ホームページにおいて公表する。

## 7 プロポーザル参加資格の確認

### (1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

### (2) 参加資格の有無の通知

平成 30 年 7 月 6 日（金）

（ 3 ）参加資格の有無について

書面により通知する。

（ 4 ）資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）第 4 条に規定する苦情申立書（様式第 1 号）により否認理由の説明を求めることができる。

提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から平成 30 年 7 月 5 日（木）までの午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）

提出場所 〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地  
伊賀市財務部管財課

提出方法 持参とし、郵送、電子メール、FAX 送信による提出は認めない。

（ 5 ）中止または延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 17 条に該当する場合は、プロポーザルを中止または延期する場合がある。

## 8 企画提案書の提出

（ 1 ）提出期間 平成 30 年 7 月 9 日（月）から平成 30 年 7 月 26 日（木）まで

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）

（ 2 ）提出場所 〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

伊賀市財務部管財課

（ 3 ）提出方法 持参とし、郵送、電子メール、FAX 送信による提出は認めない。

（ 4 ）提出書類

企画提案提出書（様式第 9 号）

協力事務所の内容等（様式第 10 号）

実施手法（様式第 11 号）

見積書（任意様式：A 4 版、消費税及び地方消費税額を含む。見積内容には次のア、イの合計額（税抜）を記入すること

ア 賃借料の総額（税抜）

賃借料には、コピー代以外の全ての経費（複合機賃貸借、導入撤去費用、保守費用、消耗品費）を含めること。

イ 月額使用想定枚数より算出したモノクロ・カラーのコピー代

モノクロ・カラーの単価を定め、月額使用想定枚数を乗じた額（1 円未満は切り捨て）（税抜）。なお、月額使用想定枚数は別紙「伊賀市庁舎対象機器使用状況一覧表」を参照。また、1 ヶ月の最低保障枚数は設定しないものとする。

複合機及びプリンターの配置提案図（1 階から 5 階まで）

選定した複合機及びプリンターの製品カタログ

（ 5 ）提出部数 正本 1 部、副本 9 部

上述 企画提案提出書（様式第 9 号）、 実施手法（様式第 11 号）、 複合機及びプリンター

の配置提案図、製品カタログをA4サイズで作成し、クリップでまとめること。(製品カタログを除き20ページ以内で作成すること。また、A3用紙を使用する場合は、2ページとして換算する。)

協力事業所の内容等(様式第10号)と見積書(任意様式)及び提出書類受領書(様式第12号)はそれぞれ別冊とし、各1部提出すること。

#### (6) 企画提案

伊賀市庁舎整備計画及び伊賀市庁舎設計を踏まえ、次の課題に関する提案を 実施手法(様式第11号)に記載すること。

##### 【課題1】 事務の効率化、機器の最適配置計画について

- ・最適配置にあたっての着眼点、配置の考え方を記載すること。
- ・提案については、実現性のあるものとする。
- ・執務スペースの利用効率向上に向けた取り組み等があれば記載すること。

##### 【課題2】 ランニングコストの低減について

- ・現状配置数と提案配置でどういった手法でどの程度ランニングコストを低減できるか記載すること。
- ・TCO(Total Cost of Ownership)削減の考え方について記載すること。

##### 【課題3】 電子データ情報の適正管理、機器の操作性、信頼性、安定性、拡張性、付加機能等について

- ・電子データ情報の適正管理や情報漏えい対策などの内容を記載すること。
- ・機器の操作性、信頼性、安定性を確保する提案や、拡張性、付加機能を付与する提案を記載すること。

#### (7) 留意事項

書類作成に用いる言語は日本語、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。また、CD-R等電子媒体での提出は認めない。

提案書等の提出は、1提案者につき1件とする。

## 9 評価方法

企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市庁舎デジタル複合機導入に関するプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が実施し、最優秀者1名、次点者1名を選定する。

## 10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 開催日 平成30年8月8日(水)(予定)

(2) 会場 伊賀市役所本庁第3会議室(予定)

(3) プレゼンテーション会場の入室者は4名以内とする。なお、企画提案に関するヒアリングに回答できるよう導入の際に本物件を担当する予定の者を最低1名参加させること。

(4) プレゼンテーション等の順番は、企画提案書の受付順とし、プレゼンテーション等の時間は、1提案者あたり40分以内(準備5分以内、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分以内)とする。

(5) スクリーン(W2,000mm×H1,800mm程度)は伊賀市で用意する。その他プロジェクター、パソ

コン等は必要に応じて提案者で用意すること。

- (6) 説明は、提案書に記載した内容に限る。提出した提案書以外を使用した場合は失格とする。
- (7) 欠席した場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由が生じた場合は、速やかに伊賀市へ電話連絡し、その指示に従うこと。

## 11 審査方法及び評価基準

### (1) 審査委員会

審査は伊賀市庁舎デジタル複合機導入に関するプロポーザル審査委員会が行う。

なお、委員会の構成員は次のとおり。また、委員会は非公開とする。

財務部長

総務課長

人事課長

広聴情報課長

財政課長

### (2) 評価項目及び基準

評価項目及び基準下表による。

なお、同一の点数が2者以上となった場合は、提案見積金額の低い方を上位とし、次点者についても同様とする。

評価項目	基準点
事務の効率化、機器の最適配置計画	70点
ランニングコストの低減	50点
電子データ情報の適正管理、機器の操作性、信頼性、安定性、拡張性、付加機能等	50点
見積金額	30点
合計	200点

## 12 企画提案書の特定

- (1) 企画提案書の特定・非特定は書面により通知する。

平成30年8月10日(金)(予定)

- (2) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条に規定する苦情申立書(様式第1号)により非特定理由の説明を求めることができる。

提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から平成30年8月20日(月)までの午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

提出場所 〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市財務部管財課

提出方法 持参とし、郵送、電子メール、FAX送信による提出は認めない。

### 13 契約相手方の決定

#### (1) 仕様書の作成

提案書特定のお知らせを受けた者は、速やかに仕様について発注者とその内容を協議し、仕様書を作成する。

なお、市に対し物件を直接賃貸できない場合は、速やかに届け出た上で、リース会社との3者契約を締結できるものとする。ただし、リース会社は伊賀市入札参加資格者名簿に登録されていること。

#### (2) 審査結果の公表

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第16条の規定により公表する。

#### (3) 契約の方法

仕様書が作成された後、伊賀市工事手続要綱(平成16年伊賀市告示第88号)に基づき随意契約による契約を提案特定者と締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

#### (4) 契約保証金の納付

伊賀市会計規則第99条の規定による。

### 14 その他

(1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。

(2) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

(4) 企画提案書の提出者は、本物件に関して専門分野についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。

(5) 企画提案書を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。

(6) 提出された企画提案書等は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(7) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。

提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

本実施要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同ーあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

(8) 次の納税証明書等(ヒアリング実施日から起算して6か月以内のものに限る。)をプロポーザル参加資格確認申請書提出時に提示すること。提示がないと本プロポーザルには参加できない。

伊賀市内に本店を有する事業者

ア すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕=伊賀市収税課発行

伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者

ア すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕 = 伊賀市収税課発行

イ 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕 = 所管税務署発行

(9) 本プロポーザルに参加する業者が1者であっても、選考審査を行うものとし、基準点が過半数を下回った場合は特定しないこととする。

(10) 本要領に関する問い合わせ先

伊賀市財務部管財課

〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116番地

電話：0595-22-9610 FAX：0595-24-2440

メールアドレス：kanzai@city.iga.lg.jp